

草津市障害者施策推進審議会委員募集要項

草津市では、障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の策定、推進にあたり、広く市民から意見をいただき、障害者施策に反映させるため、草津市障害者施策推進審議会の委員を募集します。

1 募集人数

3人（選考のうえ決定）

2 応募の資格

応募の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす人とします。

- ・草津市内に住所を有する人または通勤もしくは通学している人
- ・令和8年5月1日現在で、年齢が満18歳以上の人
- ・令和8年7月1日から令和11年6月30日の間で、年に1～4回程度で開催する会議（原則平日で、2～3時間程度）に出席できる人（※会議当日は無料の託児制度もありますので、ご相談ください）
- ・応募しようとする委員の任期の初日において、草津市の他の審議会等の委員の職にない人またはないと見込まれる人
- ・応募しようとする委員の任期の初日において、草津市の議員や職員でない人

※草津市市民参加条例施行規則の規定により、市民公募委員の再任はできないこととなっております。

3 委員の役割

委員は、草津市障害者施策推進審議会に出席し、障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の策定、推進に必要な事項について協議・検討するものとします。
（委員報酬 6,800円/回）

4 委員の構成

草津市障害者施策推進審議会は、公募により選ばれた委員、障害者団体や社会福祉団体から選ばれた者、学識経験を有する者等で構成されます。（15名程度）

なお、委員の選任については、草津市男女共同参画推進計画等に配慮し、選任します。

5 応募方法

下記期間内に提出書類を市障害福祉課まで提出してください。（郵送、FAX、Eメールも可）

(1) 応募期間

令和8年5月11日（月）から5月22日（金）（消印有効）まで

(2) 提出書類

応募用紙に「氏名」「住所」「通勤・通学先（草津市に住所を有していない人に限る。）」「生年月日」「性別」「電話（FAX）番号」「E-mail」「応募理由」を記入し、応募してください。

(3) その他

提出書類については、返却いたしませんので御承知ください。応募に係る経費は、応募者の負担とします。

6 応募用紙の配布場所

障害福祉課窓口（市のホームページからもダウンロードできます。）

7 書類の提出先

下記の【お問い合わせ・連絡先】のとおり

8 委員の選考

委員の選考については、応募者への面接を実施し、障害者施策に対する意欲、熱意および見識、障害者に対する理解度について審査を行います。

なお、面接日程については、後日応募者に連絡します。

【お問い合わせ・連絡先】

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市 健康福祉部 障害福祉課

障害福祉係（1F）

TEL 077-561-6972 FAX 077-561-2480

E-mail : shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp